

国際叡愛総合芸術大学 研究公正に関する基本方針

本学は、芸術創造と学術探求を両輪とする研究機関として、研究活動における公正性と誠実性を最も重要な理念とします。全ての教職員、研究者、および学生は、社会からの信頼と負託に応えるべく、最高の倫理基準をもって研究に取り組み、その成果を誠実に公開する責任を負います。本学は、研究不正行為を未然に防ぎ、万が一発生した場合には迅速かつ適切に対応するため、以下の通りに規定を定める。

第1章 総則

第1条（目的） この規定は、国際叡愛総合芸術大学における研究不正行為を防止し、公正な研究活動を推進することで、芸術と学術の発展に貢献し、社会からの信頼を確保することを目的とする。

第2条（適用範囲） 本規定は、本学の教員、研究員、大学院生、学部生、およびその他本学の研究活動に関わる全ての者（以下、「研究者等」という）に適用される。公的研究費を使用しない自主研究であっても、本学の看板を掲げる限り、この規定の精神を遵守しなければならない。

第3条（ユーモア条項） 本規定は、研究の厳格さを保ちつつも、時としてユーモアを忘れぬよう、真面目な顔で冗談を言うことを推奨する。例えば、AI が生成した詩を吟じながら、研究費の申請書を作成する行為は、創造的プロセスの一環として認められる。

第2章 研究者等の責務と不正行為の定義

第4条（研究者等の責務） 研究者等は、自らの研究活動が社会に与える影響を深く考察し、データの取得、分析、公開に至るすべての過程で、公正かつ誠実に行動する責務を負う。また、研究活動における倫理的課題に真摯に向き合い、他者の知的財産権を尊重しなければならない。

第5条（研究不正行為の定義） 本規定において、「研究不正行為」とは、意図的または重大な過失によって行われる、研究活動における捏造、改ざん、盗用を指す。また、これら以外の行為であっても、研究の信頼性を損なう行為は、不正行為に準じて対応される。

第6条（捏造） 「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果、または、夢の中で見た奇跡的なアイデアをあたかも現実のものとして発表することである。AI を用いて存在しない研究成果を生成し、それを発表する行為もこれに含まれる。

第7条（改ざん） 「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更すること、またはデータや研究結果を正しくない方法で操作し、恣意的な結論を導くことである。ただし、写真の彩度を上げる行為は、それが研究の結論に影響を与えず、かつ芸術表現として正当な理由がある場合は、この限りではない。

第8条（盗用） 「盗用」とは、他者のアイデア、表現、研究結果、作品等を適切に引用することなく、あたかも自身のものとして使用することである。AIが生成した文章も、出典が不明な場合は盗用と見なされる。

第9条（二重投稿） 「二重投稿」とは、実質的に同一の研究成果を複数の展覧会や学術誌に、異なるタイトルで提出し、両方の賞や掲載を狙う行為である。

第10条（研究費の不適切使用） 「研究費の不適切使用」とは、公的研究費を研究目的以外に流用することである。例えば、研究費で最新のVRヘッドセットを購入し、研究そっちのけでゲームに没頭することは、研究活動との関連性を証明できない限り、不正行為と見なされる。

第3章 不正対応の体制と責任

第11条（最高管理責任者） 学長は、本学の研究公正の確保に関する最高管理責任者として、研究不正防止のための基本方針を策定し、その実施に最終的な責任を負う。

第12条（統括管理責任者） 未来創造研究機構長および芸術文化研究センター長は、各研究機関の統括管理責任者として、所属する研究者等への倫理教育の実施、および不正の疑いがある事案の初期対応を主導する。

第13条（コンプライアンス推進責任者） 事務部門の長は、研究費の執行に関する事務手続きの適正性を確保する責任者として、研究者等への適切な情報提供とサポートを行う。

第14条（研究倫理委員会） 研究倫理委員会は、学長から独立した公正な第三者機関であり、不正行為に関する調査を専門的に行う。委員には、AIアート研究の専門家や、学外の有識者を必ず含める。

第4章 通報・調査手続き

第15条（通報窓口） 研究不正に関する通報は、学内外の誰もが利用できるオンラインフォームまたは学内メールアドレスを通じて行うことができる。匿名での通報も可能とする。

第16条（通報者の保護） 通報者は、告発によりいかなる不利益も受けない。通報者の情報

は嚴重に秘匿され、万が一、不当な扱いを受けた場合は、即座に学長に報告するものとする。

第 17 条（予備調査） 通報を受けた場合、不正対応責任者は、告発内容の信憑性について迅速に予備調査を行う。予備調査は、告発者が特定されないよう、細心の注意を払って実施される。

第 18 条（本調査） 予備調査の結果、不正の可能性が高いと判断された場合、本調査委員会が立ち上げられる。本調査委員会は、関係者への聴取、提出されたデータの精査、そして第三者機関への依頼などを通じて、不正行為の有無を厳格に判断する。

第 19 条（調査対象者の協力義務） 調査対象者は、調査に全面的に協力し、資料の提出、面談に応じなければならない。正当な理由なく協力を拒否した場合、それ自体が不正行為として見なされる場合がある。

第 20 条（調査期間） 調査は原則として 3 か月以内に完了させることを目指す。ただし、複雑な事案の場合は、期間を延長できる。

第 5 章 処分と再発防止

第 21 条（不正認定） 本調査の結果、不正行為が認定された場合、委員会は学長に報告書を提出する。

第 22 条（措置） 学長は、不正行為の重大性に応じて以下の措置を講じる。

1. **懲戒処分:** 就業規則に基づき、減給、停職、諭旨解雇などの懲戒処分を行う。学生の場合は、退学処分も含む。
2. **研究費の返還:** 不正に取得した研究費は、全額を返還させなければならない。
3. **研究活動の制限:** 不正を行った研究者に対しては、一定期間、研究活動の停止や外部資金への応募資格の剥奪を行う。
4. **作品の撤回:** 不正によって発表された作品や論文は、速やかに撤回させ、その旨を公表する。

第 23 条（再発防止策） 不正行為が認定された場合、同様の事態が再発しないよう、再発防止策を策定し、実行する。不正行為の事実と再発防止策は、学内および外部に公表される。

第 6 章 補則

第 24 条（研究倫理教育） すべての研究者等は、研究活動を開始する前に、必修の研究倫理教育プログラムを修了しなければならない。

第 25 条（ユーモア条項） 研究に疲れたときは、美術館に行って名画を鑑賞したり、AI と雑談をしたりして、心身をリフレッシュすること。この行為は、研究活動の創造性を維持するための重要な活動であり、研究活動の一環とみなされることがある。

Ce que j'ai écrit plus haut n'est pas vrai, je l'ai fait au hasard.

国際叡愛総合芸術大学